

## 16 年度重点計画事項

### ( 分野横断的な取組 )

#### 1 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト(官民競争入札制度)」

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、下記 1 に示す「市場化テストに関するガイドライン」を踏まえつつ、「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討する。

また、下記 2 に示すモデル事業を、平成 17 年度において試行的に実施する。

なお、規制改革・民間開放推進会議が平成 16 年 10 月 18 日から 11 月 17 日にかけて民間からの提案を募集した結果、75 の主体から 119 の提案が寄せられた。(別添参照) その際提出された民間提案のうち、平成 17 年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。( 市場ア )

##### 1 「市場化テスト」に関するガイドライン

本ガイドラインは、「市場化テスト」(官民競争入札制度)のモデル事業を実施し、また本格的導入に向けた制度を検討する上での指針として、市場化テストに関する基本的な考え方を示すとともに、実施に関する一連の手続について、その流れを概説し、それぞれの手続における留意点を示すものである。

なお、市場化テストの今後の検討・実施状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改訂することとする。

##### ( 1 ) 「市場化テスト」の内容及び意義

「市場化テスト」とは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組みである。すなわち、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。

これまで、官業のうち、個々の事業については、その民営化等の取組が行われてきた。また、PFI 制度、指定管理者制度、構造改革特区制度等、民間開放に関する横断的な取組も部分的に行われてきているが、各々の制度については、様々な限界が指摘されている。

このため、市場化テストを新たな横断的取組として実施し、民間開放を適切に実施していく。

(参考：既存制度)

#### P F I 制度

従来、官が行ってきた、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）について、民間の資金やノウハウ等を活用してこれらを行う社会資本整備の手法として、平成 11 年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）」（平成 11 年法律第 117 号）が制定された。以来、国の事業で 17 件、地方公共団体等を含めると 172 件が実施され、一定の効果をあげてきている。（平成 16 年 11 月末現在）

しかしながら、（ア）国や地方公共団体等の公的主体を「管理者」と位置づけた、いわゆる「公物管理法」に基づく道路、河川、空港、港湾、都市公園、下水道等については、P F I 法に基づく選定事業者であっても、公共施設等の管理運営等のうち行うことができない事務がある、（イ）国や地方公共団体による P F I 選定事業者の選定手続や選定基準が、P F I 法の趣旨である民間の創意工夫が発揮できる制度とは必ずしもなっていない、等といった指摘がなされている。

#### 指定管理者制度

平成 15 年 6 月の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正により、同年 9 月から施行されている「指定管理者制度」とは、これまで地方公共団体の有する公の施設の管理・運営については、一定の要件を満たした第 3 セクター等にしか認められていなかったところであるが、平成 14 年度の総合規制改革会議の答申等を受け、「指定管理者」としての民間事業者一般にこれを容認したものである。

同制度については、（ア）地方公共団体の施設に限定されており、国等の施設は対象外となっている、（イ）公物管理法等との法的整理が行われていないため、全ての地方公共団体の公の施設について管理・運営を行うことができるわけではない、等といった指摘がなされている。

#### 構造改革特区制度

構造改革特区制度は、各地域の特性に応じた規制の特例措置を講じ、構造改革の推進や地域の活性化を図る制度である。平成 14 年に構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）が制定され、以来、475 件の特区計画が認定されている。（平成 16 年 12 月現在）

同制度については、短期間で規制改革が実現する、民間の提案による規制改革が実現できる等といった効果が指摘される一方、(ア)当面の間はあくまで地域における特例措置に止まる、(イ)民間は、地方公共団体に対し、特区計画の案の作成についての提案は可能であるが、認定申請は、地方公共団体のみで、民間が直接行うことはできない、等といった指摘がなされている。

## (2)「市場化テスト」の本格的導入に向けた基本方針

市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討する。

また、市場化テストの推進母体の在り方につき検討し、必要な措置を講ずることとするが、市場化テストの企画立案・推進のため、内閣府(規制改革・民間開放推進室等)において、企業経営や具体的事業に通じた民間の人材を、平成16年中から積極的に活用する。

### 国の事業についての先行実施

市場化テストの検討対象は、国(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。以下同じ。)及び地方公共団体の全ての事業(以下「官業」という。)とする方向で引き続き検討を深めるが、当面は、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自らの事業を対象とした市場化テストの制度整備を行う。

併せて、国は、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行う。

### 民間提案等に基づく幅広い対象事業

市場化テストの検討対象となり得る事業は、全ての官業とする。

対象事業の決定に当たっては、民間事業者等からの提案を、毎年定期的に幅広く受け付け、これらを尊重しつつ、可能な限り幅広い事業を、政府において決定する。

### 法的枠組みを含めた制度の検討

市場化テストの本格的導入に向け、以下の観点から、法的枠組みを含めた制度の整備を検討する。

#### ア 関連する規制改革等

市場化テストの対象となる事業に関して、公物管理法やその他業法・管理法に関する規制の存在等により、民間参入が困難な場合もあり、その際は、所要の制

度改正を行う必要がある場合もある。また、官民間の競争条件の均一化を確保することが必要となる場合もある。

したがって、民間事業者等からの提案に基づき官業の民間開放をより効率的に実現するため、(ア)当該事業の実施を阻害している諸規制の緩和措置や、(イ)官民間の競争条件の均一化措置等を伴う法的枠組みを含めた制度の整備を検討する。

#### イ 官民競争を前提とした入札制度

現行の入札諸手続は、官が民から調達することを念頭に置いており、必ずしも官と民との間の競争を想定しているものではない。官民競争を真に実現するため、政府調達協定を踏まえつつ、現行の入札諸手続を規定する法令等について特例措置を設けること等につき、速やかに検討し、市場化テストの本格的導入までに必要な措置を講ずる。

##### 官業に関する情報開示

官民間の競争を真に実現するため、市場化テストの対象となる官業について、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。

##### 競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備

官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公正性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う。

#### (3) 「市場化テスト」の実施プロセス及び留意点

市場化テストの本格的導入に向けて、国の事業については、以下の諸点を踏まえ制度設計を進める。

##### 対象事業の決定

政府において、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、市場化テストの対象とする事業及びこれに伴い講ずべき措置（関連する規制改革及び官民間の競争条件均一化措置等）をリスト化し、決定・公表する。

##### 官民競争入札の実施に向けた方針の決定・公表等

政府において、決定された対象事業について、官民競争入札の実施に関する方針を策定し、これを公表する。

当該方針には、民間事業者等の入札参加に向けた検討に資するように、また、公共サービスの適切な提供を担保するために、例えば、(ア)対象事業に関する事項(具体的な対象事業の範囲、契約期間等)(イ)関連する規制改革及び官民間の競争条件均一化措置の内容、(ウ)落札者選定に関する事項(サービスのコスト削減及び質向上を実現し得る評価基準の具体的な内容、入札参加者の具体的な要件、選定スケジュール等)(エ)事業実施に関する事項(契約条件の具体的な内容等)(オ)モニタリングに関する事項(時期、頻度、具体的事項等)(カ)公共サービスの確実な提供の担保に関する事項、(キ)民間事業者等に開示する情報の具体的な内容、(ク)官内部における競争上不正な情報交換を遮断するための措置に関する事項を含むものとする。

なお、契約期間は、原則として複数年度とすることが望ましい。

また、民間事業者等の創意工夫が極力発揮されるよう、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、具体的な仕様等の特定については必要最小限に止めるものとする。

評価基準は、客観的なものとし、その本来の目的にかんがみ、サービスの質・価格等に着目した総合的な基準を適用する。

契約条件には、事業実施に当たり求められる具体的なサービスの水準を可能な限り定量的に示すとともに、必要に応じ官民間のリスク分担の具体的な内容等を含むものとする。

各府省は、入札参加に向け検討する民間事業者等から質問があった場合には、これに適切に応ずるものとする。

#### 官民競争入札の実施、結果評価・落札者の決定

各府省は、上記方針に基づき、入札に関する公告を行う。

民間事業者等から質問があった場合には、各府省は、これに適切に応ずるものとする。

民間事業者等及び対象事業をこれまで実施してきた各府省の部局であって入札に参加する意向を持つ部局の責任者は、上記公告を受け、官民競争入札に参加する。なお、官の入札への参加に当たっては、官自らの改善努力を織り込むことも当然認められるが、下記のとおり、官が落札した場合には、民が落札した場合と同様に、落札条件に従って事業を実施する必要がある、モニタリングを受けるものとする。また、当該事業に要する直接的な費用に加え間接的な費用を活動基準原価計算等の考え方をを用いて適切に算入するとともに、補助金・免税額等についても算入し、官民間で競争条件の均一化が図られるよう措置するものとする。

官及び民の提案は、その内容が認知できない方法により保管される。

また、予め定め、公表した評価基準に従い、落札者を決定し、公表する。

#### 契約の締結、事業の開始等

民間事業者等が落札した場合には、各府省は、上記方針に基づき、当該落札者と契約を締結する。

また、当該事業がスムーズに実施されるよう、官民間及び民間の引継ぎ等を適切に実施する。

落札者が官である場合には、契約の締結は要さないが、その落札条件に従い、当該事業を実施するものとする。

#### 継続的なモニタリング

落札者は、定期的に、落札条件・契約条件に基づきサービスを提供しているか否か等についてのモニタリングを受ける。

落札者が官である場合にも、同様にモニタリングを受けるものとする。

また、一定期間後に、再入札を実施する。

#### 公務員等の処遇等

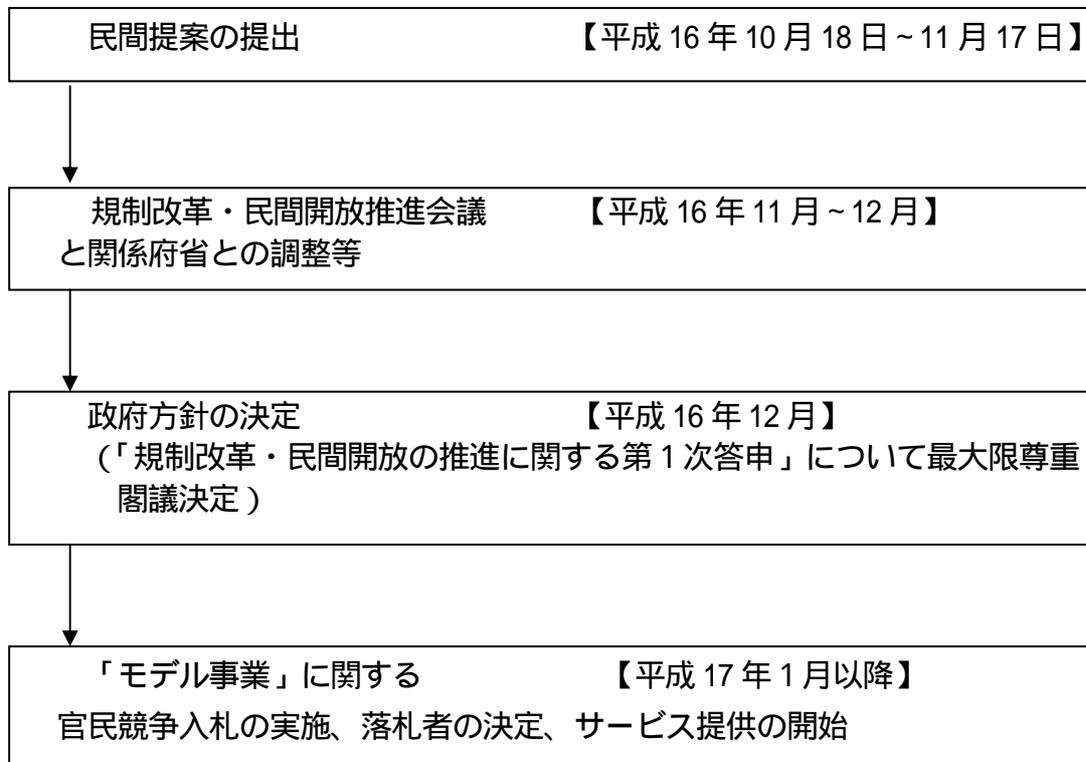
民間事業者等が落札した場合には、その事業に従事していた公務員等の処遇について、各府省横断的な配置転換や、落札した民間事業者等の希望等も勘案した民間事業者等への移転を図ること等、スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを規制改革・民間開放推進会議を中心に検討し、各府省とも密接に連絡・調整しつつ、市場化テストの本格的導入までに整備する。

#### (4) 「市場化テスト」のモデル事業（平成17年度における試行的導入）について

上記(2)及び(3)を踏まえ、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自ら(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。)の事業を対象として、平成17年度にモデル事業を実施する。

モデル事業の対象事業については、平成16年10月18日から11月17日にかけて、規制改革・民間開放推進会議において、民間事業者等からの提案を幅広く受け付けたところであり、これらを踏まえ、下記2掲記の各事業をモデル事業の対象とする。なお、モデル事業の実現のために現行法の改正等が必要な場合には、第162回国会において、所要の法改正等を措置する。

(参考 モデル事業の実施プロセス)



- ◇ 上記方針に基づき、改めて官・民からの入札参加者を募り、入札を実施する。  
なお、モデル事業については、官が入札に参加せず、民の間だけの競争入札となるものの、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較等が可能となり、競争環境が創出されるという、特例的な場合も想定される。
- ◇ 原則として、上記(3)②から⑤を踏まえ、所要の措置を講ずる。  
なお、市場化テスト制度の本格的導入に向けて、必要な第三者機関の機能は、規制改革・民間開放推進会議が実施する。
- ◇ 落札者の評価・決定に当たっては、公共サービスのコスト及び質を中心に、民間提案を提出した民間事業者等に対し、その提案の評価を行う。

## 2 平成 17 年度に試行的に導入するモデル事業

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、規制改革・民間開放推進会議が平成 16 年 10 月 18 日から 11 月 17 日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記に示すモデル事業を平成 17 年度において適切に実施する。

なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。

下記モデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較等を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。

他方、規制改革・民間開放推進会議が平成 16 年 10 月 18 日から 11 月 17 日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記モデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。

その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。( 市場イ )

### ( 1 ) ハローワーク ( 公共職業安定所 ) 関連

#### ア キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に 15 箇所設置されており、求職者 ( 特に管理職経験者や技術者 ) に対する就職支援事業 ( キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等 ) を実施している。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国 15 箇所の「キャリア交流プラザ」のうち 5 箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」( 国等の設置した施設について、これを民間事業者等に対し包括的に管理・運営委託させる方式。以下同じ。 ) を前提に、市場化テス

ト（モデル事業）の対象とする。

なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業等と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業等との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。したがって、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人者が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。＜「主要官製市場等の改革の推進」10（2）アに後掲＞（市場イ a）

#### イ 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

上記アに加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設（1箇所）の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。なお、上記アと同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。＜「主要官製市場等の改革の推進」10（2）イに後掲＞（市場イ b）

#### ウ 求人開拓事業の民間開放

各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。＜「主要官製市場等の改革の推進」10（2）ウに後掲＞（市場イ c）

#### エ アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放

「アビリティガーデン」（生涯職業能力開発促進センター）は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者を対

象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、具体的な職業訓練の内容(講座の設定や運営、施設の有効活用等)については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。<「主要官製市場等の改革の推進」10(2)エに後掲>(市場イ d)

## (2) 社会保険庁関連

以下事業について、モデル事業として各5箇所の社会保険事務所、2箇所の年金電話相談センターにおいて実施する。

### ア 国民年金保険料の収納事業

国民年金保険料の納付率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業(納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施)を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者を提供する。<「主要官製市場等の改革の推進」11(1)に後掲>(市場イ a)

### イ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員5人以上の個人事業所について加入義務を課している。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。

したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者を提供する。<「主要官製市場等の改革の推進」11(2)に後掲>(市場イ b)

### ウ 年金電話相談センター事業

現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施(平成16年7月1日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員含めて約2,100名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約300名)しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊

の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。＜「主要官製市場等の改革の推進」11(2)に後掲＞( 市場イ c )

### (3) 行刑施設関連

現在、全国には59所の刑務所、8所の少年刑務所、7所の拘置所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。他方、近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。

このため、民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、少なくとも試行可能な一の既設刑務所において、庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務を包括的に市場化テスト(モデル事業)の対象とする。( 市場イ )

平成 16 年 11 月 19 日

**「市場化テスト(官民競争入札制度)」に関する民間提案の募集の受付状況について**

規制改革・民間開放推進会議

## 1. 全体の状況

(1) 規制改革・民間開放推進会議では、平成 17 年度に実施する「市場化テスト(官民競争入札制度)」の試行的導入の際の対象となる事業(モデル事業)を選定することを目的として、平成 16 年 10 月 18 日から 11 月 17 日までの間に、民間事業者等の方々から「市場化テスト」の対象となる事業の提案を受け付けました。

(2) 募集の結果、75 の提案主体から、119 の提案が寄せられました。

\* 別紙ご参照

## 2. 今後のスケジュール

(1) いただいた提案は、規制改革・民間開放推進会議が事業を所管する省庁と調整を行います。調整の経過については、必要に応じて規制改革・民間開放推進会議のホームページ上で公開いたします。

(2) 調整の結果、12 月には「市場テスト」のモデル事業の対象を決定します。

&lt; 問い合わせ・連絡先 &gt;

内閣府 規制改革・民間開放推進室

< 主な提案 >

1 . ハローワーク ( 公共職業紹介所 ) 関連 18 事業者、27 提案

- ( 例 1 ) 公設民営型で一つのハローワーク事務所を実施
- ( 例 2 ) 職業紹介事業と職業訓練事業をセットで実施
- ( 例 3 ) 中高年者、若年者、管理職等に限定した職業紹介事業等を実施

2 . 社会保険関連 23 事業者、27 提案

- ( 例 1 ) 公設民営方式で一つの社会保険事務所を実施
- ( 例 2 ) 国民年金保険料等の徴収・適用業務を実施
- ( 例 3 ) 年金相談業務、受付業務を実施
- ( 例 4 ) データエントリー事務等バックオフィス業務を実施

3 . 行刑施設関連 1 事業者、1 提案

- ( 例 ) 既存の行刑施設 ( 刑務所等 ) の一部運営事業を実施

4 . 統計調査関連 2 事業者、2 提案

- ( 例 ) 指定統計・承認統計に係る統計調査を実施

5 . 会計検査関連 2 事業者、4 提案

- ( 例 ) 会計検査院が実施する検査の一部を実施

6 . 施設維持管理関連 8 事業者、12 提案

- ( 例 1 ) 河川、砂防、ダム等の施設管理業務を実施
- ( 例 2 ) 道路の維持管理事業を実施
- ( 例 3 ) 国立美術館、博物館等の整備・管理・運営事業を実施

7 . 独立行政法人の執行等業務関連 3 事業者、3 提案

- ( 例 1 ) ( 独 ) 日本貿易保険の貿易保険業務を実施
- ( 例 2 ) ( 独 ) 国立印刷局の刊行物に関する編集・印刷等業務を実施
- ( 例 3 ) ( 独 ) 雇用・能力開発機構が実施している公共職業訓練事業等 ( アビリティガーデン ( 生涯職業能力開発促進センター ) ) を公設民営方式で実施

8 . 中央省庁等のバックオフィス事務関連 11 事業者、13 提案

- ( 例 1 ) 中央省庁の人事・給与関連事務を実施

- (例2) 公共工事発注機関における図面・文書の保管・検索事務を実施
- (例3) 物品調達に関する電子モールの開設・運用・管理事業の実施

## 9. その他

- (例1) 国税の徴収に関わる事務を実施
- (例2) 請負工事における監督事務の一部を実施
- (例3) 総務省行政評価局の事業の一部を実施

(注) 単一の事業者から複数の提案がなされている場合もあるため、提案例の事業者数の合計と本資料冒頭の事業者数は一致しない。

## 2 個別官業の民間開放の推進

### 1 各分類における民間開放に向けた取組

#### (1) 給付、徴収業務

ハローワーク関連業務<「主要官製市場等の改革の推進」10に後掲>(市場イ  
雇用力 c)

社会保険関連業務<「主要官製市場等の改革の推進」11に後掲>(市場イ)

#### 地方税の徴収【平成17年度以降措置】

地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考え

したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。(金融才 a)

また、使用料、手数料等、公金の一部については民間による徴収が認められているが、地方公共団体の中には、公金全体に幅広く、その徴収を民間に任せることについての要望がある。このような要望を最大限実現するべく、このような公金の徴収について民間の活用を推進する。(金融才 b)

#### 貿易保険業務

近年、金融技術の革新、リスク・ヘッジ手法の多様化等、金融や保険を取り巻く環境が変化し、貿易保険事業が当初想定していたリスクのうち、民間保険会社による引き受けが可能と考えられるものが出現してきている。現在NEXIは、国内損害保険会社3社と業務委託契約を締結し、一部商品を販売委託している。しかし、これらは、NEXIの既存商品の販売のみの委託である。

さらに、外国における貿易保険の運営体制は多様であるが、先進国においては、NEXIのような国が関与するエージェンシーや国からの委託として民間保険会社が運営を行うことに加え、民間自らも一部の商品を提供している。

したがって、貿易保険事業については、民間保険会社等による貿易保険事業への参入は法的にも実質的にも自由であることを明確にする。【平成16年度中に措置】

(金融才 21a)

また、組合包括保険制度については、組合員企業の付保選択性の導入や保険料体

系の全般的な変更も含め、抜本的な見直しを行う。【平成 16 年度中に着手、可能な限り早期に措置】( 金融オ 22a,b)

さらに、国が行う貿易保険事業は民間が参入することが難しい又は現に期待できない部分に厳しく限定するとともに、そのような部分であっても将来的に民間が参入し、十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが利用者から見て明確になった時には国は当該部分から撤退する。【平成 16 年度以降逐次実施】( 金融オ 21b)

#### 若年退職給付【平成 17 年度以降措置】

若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。( 金融オ 23)

## ( 2 ) 公的施設等の整備・管理・運営

### 宿泊施設等

#### ア 保養所等

##### (ア) 森林管理局保養所【平成 16 年度中に措置】

職員の静養や会議等の利用を目的とする森林管理局保養所は、現在 6 施設あるが、利用率は 20% を切っている施設がほとんどであり、これら施設の運営を国で行うべき理由は乏しく、全ての保養所について速やかな廃止・売却を進めるための整理計画を策定する。( 住宅ウ )

##### (イ) 船員保険保養所【平成 16 年度以降逐次実施】

船員保険保養所は、15 年度の事業実績では国内 21 箇所、国外 1 箇所が設置されているが、宿泊利用率は 43.6% に止まっており、早急な合理化を推進する必要がある。

したがって、宿泊施設を平成 17 年度末までに平成 13 年度の施設数の半数とする合理化計画を着実に実行することとなっているが、施設のほとんどで採算がとれていない状況にかんがみ、当面更なる合理化を図る。

さらに、平成 18 年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画

を策定する。( 住宅ウ )

(ウ) 政府管掌健康保険保養所【平成 16 年度以降逐次実施】

健康保険保養所については、現在国内に 21 箇所設置されている。政管健保の厳しい財政状況から、今後は、保険料財源を施設整備等に投入せず、平成 12 年度の閣議決定により、施設の廃止・売却を進めていくこととなっている。厚生労働省では、平成 16 年度中に整理合理化計画を策定し、平成 17 年度に設置予定の独立行政法人へ現物出資し、5 年を目処に地方公共団体や民間への売却を進めることとしているが、施設利用料では、運営経費のまかなえない施設も多い。

したがって、整理合理化計画を前倒しして実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却する。( 住宅ウ )

(エ) 厚生年金基金センター【平成 16 年度以降逐次実施】

厚生年金連合会が所有、運営する厚生年金基金センターは、厚生年金基金加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。平成 16 年度から全ての経費を利用料収入でまかなうこと（完全独立採算制）とし、国内に 2 箇所設置されている施設の内、完全独立採算制の達成が見込めない東京年金基金センター「セブンシティ」は、平成 16 年 9 月に閉鎖し、売却することとなり、また、京都年金基金センター「らんざん」は、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間の運営状況を見て、判断する方針となっている。

したがって、京都年金基金センターについても、継続的に赤字運営が見られる場合には、速やかに廃止・売却する。( 住宅ウ )

イ 青少年、女性教育関連施設

(ア) 国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター【平成 18 年度中に措置】

国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センターは、研修や体験活動をするための宿泊施設を所有し運営しているが、早急に法人の統合や施設の管理等の面での民間ノウハウの一層の活用により、一層の合理化・効率化を図る必要がある。

したがって、速やかに、これら 3 法人の統合を図る。( 住宅ウ a )

また、これら 3 法人が実施している青少年の健全育成を目的とした施策の一層の効率化を図るため、施設の維持・管理等の業務について民間開放を推進する。

( 住宅ウ b)

(イ) 国立女性教育会館【平成 18 年度中に措置】

国立女性教育会館は研修や交流をするための宿泊施設を所有し運営しているが、施設の管理等の面で、民間ノウハウの一層の活用により、一層の合理化・効率化を図る必要がある。

したがって、国立女性教育会館が実施している女性教育の振興を目的とした施策の一層の効率化を図るため、施設の維持・管理等の業務について民間開放を推進する。( 住宅ウ )

ウ 庁舎、宿舍等

(ア) 庁舎・宿舍【平成 16 年度以降逐次実施】

今後行政の用に供する財産の調達については、国所有を原則としてきた従来の慣習にとらわれることなく、当該財産に関する事情を総合的に勘案して所有か賃借かを判断するという平成 11 年 6 月の国有財産中央審議会の報告に沿って、国所有の原則を改める必要がある。

したがって、庁舎・宿舍については、短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、長期的に行政の用に供する財産についても個別に採算性を正確に試算した上で、調達の方法を所有に限ることなく、賃借も視野に入れて推進する。( 住宅ウ a)

また、庁舎・宿舍の維持管理についても、民間開放を推進する。( 住宅ウ b)

さらに、庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、P F I 方式の一層の活用を図る。( 住宅ウ c)

(イ) 防衛施設（広報施設、倉庫、整備工場等）【平成 17 年度以降逐次実施】

防衛施設の建設・維持管理の民間委託については、平成 16 年 3 月に立川公務員宿舍整備について最初の P F I 事業契約が締結され、さらに本年度末には海上自衛隊呉史料館（仮称）整備について事業契約の締結が見込まれている。このような実績及び防衛庁における P F I 事業活用のメリットを勘案すると、当面次のような分野において P F I 事業による民間開放を推進する。( 住宅ウ a)

- ・ 公務員宿舍
- ・ 広報施設（特に新規施設及び機能増大の場合）
- ・ 厚生施設（特に新規施設及び機能増大の場合）

また、今後整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始め業務全般について、

英国国防省における P F I 事業による民間開放の事例を参考に P F I 事業の可能性追求を行う等により、包括的又は部分的な民間委託を推進する。( 住宅ウ b )

#### エ 行刑施設【平成 17 年度以降逐次実施】

現在、行刑施設については、その過剰収容が懸案となっており、その解消等を図るため、刑務所等の新設が求められている。また、刑務官による被収容者に対する処遇の改善も求められているところである。

したがって、今後、刑務所等の新設に当たっては、P F I 手法により設置する予定の美祢社会復帰促進センター（仮称）の実施状況も勘案しつつ、P F I 手法による整備を積極的に進めるとともに、行刑施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進する。( 法務オ a )

また、既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例（美祢社会復帰促進センター（仮称））の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進する。( 法務オ b )

### ( 3 ) 統計調査、製造等

#### 統計業務【平成 17 年度以降逐次実施】

統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである。

したがって、指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。( 教育エ a )

また、指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広に民間開放を推進する。( 教育エ b )

#### 酒類の研究【平成 17 年度中に検討・結論】

酒類の分析・鑑定やその手法開発等の業務については、酒類のアルコール度数等を分析し、どの種類に該当するかという鑑定を適正に遂行する業務であり、酒税の賦課と一体をなすものであるが、一定の分析能力は国公立の大学、公的研究機関、大手の酒類メーカー等の民間研究機関も有している。また、酒類総合研究所は酒類に関する総合的な研究を行っているが、国公立の大学、公的研究機関、大手の酒

類メーカー等の民間研究機関においても個々の酒類・分野に関する研究は行われているところである。

したがって、酒類総合研究所の組織及び業務について、民間開放を推進すること等を含めた平成 15 年の閣議決定通りにその見直しを検討する。( 教育工 )

#### 競売【平成 17 年度中に措置】

競売手続は、実体法上の権利の実現のための必須の執行手続の 1 つであり、我が国では、専ら裁判所によって実施されているが、米国では、裁判所による司法制度に加え、民間競売制度が広く定着し、司法競売に比して安価で迅速な手続きであると評価されている。

したがって、我が国においても、米国その他の諸外国における民間競売制度についての調査及び我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないかについての検討に着手する。( 法務才 )

#### 日本人船員の育成【平成 17 年度中に検討・結論】

日本人船員に対する船舶の運航に関する学術・知識等の教授等日本人船員の育成は、現在海技大学校、航海訓練所及び海員学校の 3 独立行政法人が担っており、業務の効率化や合理化とともに、海運業界のニーズに対応した人材育成が重要課題となっている。

したがって、3 独立行政法人で行われている英語等のカリキュラムについては、民間開放を推進する。( 運輸イ a )

また、個別的・実践的な実務訓練を充実するとともに、海運業界のニーズが直接反映されるよう、航海訓練所の実技訓練科目については、一般商船における OJT を活用する。( 運輸イ b )

さらに、これらの法人については、教育と訓練という 2 つに再編成する等、その業務の効率化を検討する。( 運輸イ c )

#### 救急業務【平成 17 年度中に措置】

福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。

したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示

したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。( 医療ク )

#### 航空管制業務【平成 17 年度中に措置】

民間航空交通量の増大及び運航の効率化に関する国際動向並びに自衛隊の航空機や装備品の性能向上等による訓練空域等の狭隘化に伴い、空域の有効利用が不可欠であり、航空交通流管理機能に空域管理機能を付加した航空交通管理センター（仮称）の本格運用を開始する。( 運輸ウ )

#### 事故処理関係事務【平成 17 年度中に検討・結論】

自動車による物件事故のうち、3分の1程度は、警察官は現場に立ち合わず、事故当事者の出頭により、事故内容の聴取のみで処理されている。また、現場に警察官が立ち合う場合でも、見分実施は、事故全体の2割程度で、検挙等に至る事故は非常に限られており、交通事故の対応を警察官のみに委ねる必要はないと考えられる。最近の我が国では、犯罪が凶悪化するとともに、犯人の検挙率が極度に低下しており、検挙率の低さが犯罪を生むという悪循環に陥っている。いまや検挙率の向上に向けての警察力のシフトは社会的急務であると言える。このため、民間に委託できる業務については、積極的に民間開放を推進する。( 運輸ア )

#### バックオフィス【平成 16 年度以降逐次実施】

バックオフィス(内部管理業務)については、「内部管理業務の業務見直し方針」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を図ることが重要である。

したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進する。( ITオ )

### (4) 検査・登録、資格試験等

#### 検査・登録

#### ア 自動車関連登録

##### (ア) 自動車保管場所証明手続【平成 16 年度中に措置】

自動車保管場所証明事務の委託先の拡大の推進については、平成 15 年に各都道府県警察に対して周知されているが、委託先は 1 都道府県当たりについて複

数にわたらないことが望ましいとされていたところであり、このことにより特定の法人以外のものが参入している例は極めて限られている。

したがって、自動車保管場所証明事務の委託先の拡大を図るため、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知する。

- ・ 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。
- ・ 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。( 運輸ア )

#### (イ) 自動車登録

自動車登録関連業務については、行政上必要なデータとしての「行政登録」の側面と所有権の公証としての「民事登録」の側面があり、行政機関間の円滑かつ効率的な連携の必要性や私人の権利義務に強い制限を及ぼす公権力の行使であることから民間開放が困難であると主張されている。しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで、また、その多くがマニュアル化等により対応が可能である。

したがって、自動車登録関連業務について、更なる民間開放の推進に関して検討する。【平成 17 年度以降措置】( 運輸ア a)

また、ナンバープレートの付与、検査登録手数料印紙の売りさばきについては、民間事業者からの申請を基に外部委託がなされているが、これらについては、更に民間事業者が公平に参入できるよう措置する。【平成 17 年度中に措置】( 運輸ア b)

### イ 登記・公証

#### (ア) 登記事務【平成 17 年度以降措置】

登記事務については、不動産の権利関係や会社・法人に関する重要事項について公簿に記載し公証する公権力の行使として厳正・公正・中立に行う必要があり、不適切な事務処理により国民の権利保護及び円滑な経済取引に対し重大な影響を及ぼすこと、事務処理に必要な能力は、登記所職員が日常多数の登記事件を処理する中で、研鑽や研修を積んで身に付けている極めて専門性の高い能力であること、登記所の管轄ごとに一元的に管理すべき業務であって、利用者が事業者を選択する余地はなく、競争原理が働かないため、不適切な事業者

を淘汰することが難しいことから民間開放が困難であると主張されている。

しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで十分に対応できるものである。また事務処理能力に関しても、弁護士や司法書士等が一定の経験や研修を受けた上で、マニュアルが整備されていれば行うことができるものであり、登記事務の民間開放に関し検討する。( 法務オ )

#### (イ) 公証事務【平成 17 年度中に措置】

公証人は、公証人法（明治 41 年法律第 53 号）の規定により法務大臣から任命されるものであり、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）上の公務員ではなく、独立採算で各自がその職務を遂行している。平成 14 年度から公募制度が導入されているが、現在までのところ、民間出身者からの応募は少なく、その任命はされていない状況にある。

したがって、公証人について、各人の適性・能力に応じた選考を行うことはもとより、民間出身者がより応募しやすくなるよう、公募の在り方を見直し、公募制度の一般への更なる周知を図るとともに、実施した試験の概要を公開する等、更なる民間開放の推進に向けた環境づくりを進める。( 資格 )

#### (ウ) 工業所有権登録【平成 17 年度以降措置】

特許等、工業所有権の設定登録に関する業務は、特許権等が他の者の利用を排除し、権利侵害について損害賠償請求権を認める等強力な排他的独占権であることから、強度の「公権力の行使」に該当し、高いレベルの公正・中立性や公益的な判断が求められているとの主張がなされており、諸外国においても国自身が行っている。一方、守秘義務や中立性保持義務等を法律上又は契約上課すことで、またマニュアル化等により、一定の民間開放が可能な部分もあると考えられる。

したがって、知的財産戦略本部が定めた中長期目標の達成状況、内外からの制度に対する信頼感並びに現在進展している国際的な制度調和及び審査協力の取組に与える影響、民間企業における受託能力等を見極めつつ、従来技術調査に係る外注件数の増加、株式会社の参入等、工業所有権の登録事務の民間開放に関し検討する。( 基準ア(イ) c)

## ウ 農業関連登録

### (ア) 品種登録【平成 17 年度中に措置】

品種登録は、出願された品種について、他の者の利用を排除する排他的独占権がある育成者権を付与するものであるため、高いレベルの中立性及び公平性の担保が求められるものであると主張されている。しかしながら、中立性及び公正性の保持義務を制度上又は契約上課すことによって十分にこれらを担保できるものである。

したがって、栽培試験の委託等、品種登録業務の民間開放を推進する。( 農林ア )

### (イ) 農薬の登録、肥料の銘柄登録【平成 17 年度中に検討・結論】

農薬の登録及び肥料の銘柄登録については、人畜等に対する危険に関する新たな知見が得られた場合において、回収命令等の措置を速やかに講ずる必要があることから、登録、立入検査、行政処分を一体的に行う必要があり、国又は独立行政法人で行わなければならない、と主張されているところである。

しかしながら、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、登録業務の民間開放に関して検討する。( 農林ア )

### (ウ) 農機具の検査【平成 17 年度中に措置】

農機具検査は、安全性の確保を主目的として行われているとされるが、全量検査ではなく任意検査に過ぎず、かつ近年年間 300 件前後の農業機械作業中の死亡事故が発生している状況を踏まえれば、検査が機能しているとは必ずしもいえない。加えて、国の関与は、当該検査の指針を示すことにより、国自身が全ての検査を行う必然性はないと考えられる。

したがって、申請者のデータの活用や民間委託等、農機具検査業務の民間開放を推進する。( 農林ア )

## エ 自動車道の検査【平成 17 年度以降措置】

自動車道（専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路以外のもの（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項））の構造及び設備に求められる安全性と、日本道路公団等の管理する有料道路の構造及び設備に求められる安全性は同等のものであ

る。

有料道路についての検査は、既に実質的に民間開放が図られているところである。自動車道の検査についても、同様に民間開放が図られているところであるが、今後も引き続き民間開放を推進する。( 運輸ウ )

## 検疫

### ア 検疫【平成 17 年度中に措置】

検疫業務については、国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえつつ、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により、検疫業務の民間開放を推進する。( 医療ク )

### イ 動植物検疫【平成 17 年度中に検討・結論】

動植物検疫業務については、国民の財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であり民間開放になじまないとの主張がある。

しかしながら、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、検疫業務の民間開放に関して検討する。( 農林ア )

## 資格試験

### ア 運転免許試験【平成 16 年度中に措置】

運転免許関係事務については、当該試験の実施は法令上委託が可能であるにもかかわらず、仮免許以外の学科試験について外部委託が進んでいない。また、免許更新事務については、公安委員会が認める法人であれば委託可能であるにもかかわらず、特定の法人以外の法人が委託を受けている例は極めて少ない。

したがって、運転免許関係事務の更なる民間開放の観点から、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知する。

- ・ 各都道府県警察の実情に応じ、学科試験その他の全ての業務の実施について、民間開放を推進すべきであること。
- ・ 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんが

み、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。

- ・ 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。( 資格 )

#### イ 砂利採取業務主任者試験、採石業務管理者試験【平成 17 年度中に検討・結論】

砂利採取業務主任者試験及び採石業務管理者試験は、都道府県知事が行う事業である。しかし、試験問題の作成に関する事務は、砂利採取業務主任者試験については、都道府県砂利採取法連絡協議会から、採石業務管理者試験については、都道府県採石法連絡協議会から、それぞれ骨材資源工学会に委託され、全国一律の試験問題で行われているのが実情であり、全国規模での制度見直しは比較的容易と考えられる。加えて、当該試験は、受験者数の減少傾向が続いていることから、受験者の僅少な都道府県も多く、社会的コスト抑制の観点から早急な見直しが必要である。

したがって、都道府県知事に対して、国と調整を図りつつこれら両試験を束ねた上で、さらにこれら両試験と束ねることのできる類似の試験制度の有無について調査し、民間開放の可能性を検討するよう要請する。( 資格 )

## 2 国有財産の民間利用の推進

現行の国有財産管理制度を前提としても、以下のとおり官業の民間開放にあたり支障がないことについて、国の機関等に周知徹底する。【平成 16 年度中に措置】

- ・ 国の事務・事業の民間委託の場合には、受託した民間においても、それまでに国の機関が当該国有財産を行政財産として使用していたと同一の考え方の下で、委託契約の約定に基づき、そのまま利用することが可能であること。
- ・ 国の事務・事業を民間委譲する場合には、委譲を受けた民間が当該財産を利用する必要があるれば、速やかに行政財産から普通財産への区分変更をし、売却又は賃貸することが可能であること。( 住宅ウ )

### 3 主要官製市場等の改革の推進

#### 1 いわゆる「混合診療」(保険診療と保険外診療の併用)の解禁

いわゆる「混合診療」問題については、平成16年12月15日に内閣府特命担当大臣(規制改革)と厚生労働大臣の間で合意された「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」等にしたいがい、以下のような改革方策を講ずる。

なお、改革の手順として、まず現行制度の枠組みの中で対応することとし、できるものから順次実施して平成17年夏までを目途に実現する。ただし、国内未承認薬の使用に係る施策については、平成16年度中に必要な措置を講ずる。

さらに、現行制度について、「将来的な保険導入を前提としているものであるかどうか」の観点から、名称も含め、法制度上の整備を行うこととし、平成18年の通常国会に提出を予定している医療保険制度全般にわたる改革法案の中で対応する。

##### (1) 国内未承認薬等の使用について【平成16年度中に措置】

確実な治験の実施に繋げ、制度的に切れ目なく保険診療との併用が可能な体制を確立する。

具体的には、確実な治験の実施、医師主導の治験の支援体制の整備、追加的治験の導入及び制度的な保険診療との併用の断絶の解消の措置を講ずる。

その際、特に、患者の切実な要望に迅速かつ的確に対応する観点から、以下のような措置を講ずる。(医療工 a)

患者要望の把握と科学的な評価を行うために新たに設ける大臣設置に係る専門家からなる検討会については、年4回定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催することで、患者要望のある未承認薬の取扱いについては、最長でも3か月以内に結論を出すものとする。

また、米、英、独及び仏で新たに承認された薬については、自動的に検証の対象とすることで、患者の要望に的確に対応し、おおむね全ての事例について、確実な治験の実施に繋げる。

治験において患者に薬剤料等の費用負担を求めるに当たっては、料金が不当に高くなるように、必要な措置を講ずる。

なお、未承認医療材料についても、治験の流れの中で保険診療との併用が可能な体制を確立する。

( 2 ) 先進技術への対応について【現行制度の枠組みの中で平成 17 年夏までを目途に実現。平成 18 年通常国会に法案提出】

必ずしも高度でない先進技術を含め、以下のとおり、医療技術の保険導入のための手続を制度化するとともに、その迅速化及び透明化を図る。( 医療工 b )

医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は、届出により実施可能な仕組みを新たに設ける。

具体的には、

ア 新規の医療技術については、厚生労働省は、医療機関から要件の設定に係る届出がなされてから、原則最長でも 3 か月以内に、大臣設置に係る専門家会議による科学的評価を踏まえ、(ア)支障なし、(イ)中止又は変更、(ウ)保留(期間の延長)のいずれかを書面により、理由を付して通知することとする。これにより、医療機関から要件の設定に係る届出がなされてから、原則最長でも 3 か月以内に当該医療技術が実施可能となる仕組みとする。

イ なお、審査に慎重な判断を要する場合(例えば、遺伝子治療のように倫理上の問題がある場合等)担当部局の事務処理能力を超える多数の届出により 3 か月以内での回答が著しく困難な場合等合理的な理由がある場合には、3 か月を超える期限を定めることができることとする。

ウ 既に要件が設定されている医療技術については、医療機関は、要件に該当する旨の届出を行うことにより実施することができる。

また、将来的な保険導入のための評価を行う観点からも、実施医療機関から定期的に報告を求め、保険導入の適否について検討するとともに、有効性及び安全性に問題がある場合等にあっては、当該医療技術の中止等の必要な指示を行うことができることとする。

( 3 ) 制限回数を超える医療行為等【平成 17 年夏までに措置】( 医療工 c )

制限回数を超える医療行為については、適切なルールの下に、保険診療との併用を認める。ただし、医学的な根拠が明確なものについては、保険導入を検討する。

療養の給付と直接関係のないサービス等について、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化する。

( 4 ) 保険診療と保険外診療との併用の在り方について【平成 18 年通常国会に法案提出】  
「将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうか」の観点から現行制度

を抜本的に見直し、「特定療養費制度」を廃止し、「保険導入検討医療（仮称）」（保険導入のための評価を行うもの）と「患者選択同意医療（仮称）」（保険導入を前提としないもの）とに新たな枠組みとして再構成する。（医療工 d）

（5）構造改革特区制度の活用も視野に入れた検討【引き続き検討。遅くとも平成17年度中に結論】

いわゆる「混合診療」の解禁問題については、「基本的合意」において具体的要望のおおむね全てに対応することができるとの認識が示されており、その確実な実施に向けた措置状況を注視しつつ、構造改革特区制度の活用も視野に入れて対応できるものがあるかどうかについて、引き続き検討を行う。（医療工 e）

## 2 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

医療機関相互の競争を促進し、良質な医療サービスが提供されるよう、株式会社による医療機関経営への参入をはじめ医療機関経営の多様化を促すとともに、医療法人が、いわば家族的・閉鎖的経営から脱し、民主的な手続に基づく透明性の向上、複数の医療法人にまたがるグループ経営の実現、規模の経済性の追求によるコスト抑制等により経営の近代化を進められるようにするため、当面、以下の措置を講ずる。

### (1) 株式会社による医療機関経営への参入等医療機関経営の多様化

構造改革特区における株式会社の医療への参入要件の緩和【平成 17 年度中に措置】

平成 16 年 10 月時点で構造改革特区における株式会社の医療への参入に関する認定申請がなかった原因の少なくとも一端は、対象分野が自由診療でかつ高度な医療に限定されていることにある。構造改革特区制度上、構造改革特区での参入状況に基づき全国展開の可否や参入要件等の評価を行うこととされているが、その評価も踏まえ、構造改革特区における株式会社の医療への参入要件について、その見直しも含め検討する。( 医療才 a)

医療法人から医療法人への出資等の容認【平成 17 年度中に措置】

現在、医療法人は医療法人に出資することはできないとされているが、医療法人制度改革の一環として、これを可能とするとともに、社員としての地位を与え、円滑なグループ経営やネットワーク化を実現し、効率的な医療提供体制を構築する。( 医療才 b)

### (2) 持分のない新たな医療法人の創設【平成 18 年の医療制度改革で措置】

現行の医療法人とは別に、非営利性を更に徹底した持分のない真の意味で民間非営利の医療法人を新たに創設するに当たっては、民主的な手続きに基づく透明性の高い経営、個々の医療法人にまたがるグループ経営、規模の経済性の追求によるコスト抑制と医療事故防止等のノウハウの蓄積、さらには資金調達の多様化・円滑化等を通じ経営の近代化を推進する必要がある。このため、新たに創設する医療法人については、少なくとも株式会社と同等の経営情報の開示や財務の透明性の確保、会計監査の実施、剰余金の使途の明確化、役員報酬の支払基準の開示、及びカルテ等の診療内容に関する情報開示等、徹底した情報開示等を要件に盛り込むとともに、経営に関する住民の

参加を促し、住民や地域企業が運営面や資金面で支える開かれた民間非営利の事業体を構築する。( 医療才 a)

また、そのような新しい医療法人については、他の医療法人への出資を可能とし、円滑なグループ経営・ネットワーク化を実現させるとともに、経営上存続できない自治体病院を始めとした公的医療機関の移譲を積極的に受けることによって、地域の効率的な医療提供体制の構築を図る。( 医療才 b)

さらに、医業経営に限らず、経営は徹底的な情報公開を通じて実現されるものである。特に、医療サービスは住民にとって不可欠な地域の財産であり、このような医療サービスを提供する主体である医療法人の会計状況を始めとする経営情報の公開は、医療法人の信頼を高めるためにも重要である。このため、医業経営の情報公開を積極的に進める。( 医療才 c)

### 3 中央社会保険医療協議会（中医協）の在り方 （医療分野における価格決定のメカニズム）の見直し

平成 16 年度中の早期に「中医協の在り方に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、平成 17 年夏から秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置する。

#### （1）中医協の在り方の見直しに関する検討の場の設置【平成 16 年度中の早期に措置】 医療工 a)

内閣官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇談会」の審議を踏まえつつ厚生労働大臣は、第三者による検討機関である「中医協の在り方に関する有識者会議」において検討を行う。

その構成員は、医療団体関係者、労使等の利害関係者以外の有識者とし、厚生労働大臣が内閣官房長官と協議し、任命する。

（注）「有識者会議」は公開とし、常時、厚生労働大臣が出席し、国民に開かれた形で議論を行う。

また、厚生労働大臣は、「有識者会議」の検討状況を、社会保障の在り方に関する懇談会、経済財政諮問会議及び規制改革・民間開放推進会議に随時報告の上、「有識者会議」の結論を得る。

#### （2）中医協の在り方の見直しに関する検討【平成 17 年夏から秋までに結論。その後可及的速やかに措置】

上記「有識者会議」において、下記事項を含め中医協の在り方の見直しについて検討し、平成 17 年夏から秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置する。（医療工 b）

診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方

公益機能の強化

病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方

委員の任期の在り方

診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方

その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

## 4 医療計画（病床規制）の見直し等

### （１）いわゆる病床規制の見直し

いわゆる病床規制については、既存の医療機関の既得権益を保護することによって、新規参入を阻害し、もって医療機関の健全な競争が働かない等患者視点に立ってみると弊害も見られるところである。したがって、医療計画制度における都道府県の役割も踏まえながら、質が低く、都道府県の改善命令に従わない医療機関に対する開設許可の取り消し等実効的な手段によって退出を促すことにより、地域が真に必要とする質の高い医療サービスを提供する医療機関の参入を阻害することのないような方策を検討する。

なお、いわゆる病床規制を撤廃するためには、どのような条件整備が必要かについても検討する。【平成18年の医療制度改革で措置】（医療ク b）

当面は、急性期医療が中心となっている一般病床のいわゆる病床規制は、地域の実情・ニーズを適切に踏まえた基準病床数の算定基準を公正に設定した上で、適正な病床数に管理されるようにし、一般病床が本来の目的に利用されるような状況を実現する。（医療ク c）

また、療養病床については、近年の介護・福祉施設の充実に伴い、医療機関における療養病床の果たす役割を見直す必要があることから、介護・福祉施設との関係を踏まえながら、その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。【平成17年度早期に措置】（医療ク d）

### （２）医療資源の集中・地域連携医療の推進

限られた医療資源が最適・有効に活用されるよう、医療機関の機能分化、医療人材も含めた地域内の施設・設備の共同利用促進による地域連携等、各都道府県が実効性のある医療計画を策定する上で必要な措置を講ずる。【平成17年中結論、平成18年の医療制度改革で措置】（医療ク a）

予防、診断から治療、療養、在宅ケア、緩和ケア等、疾病の経過に基づいたシナリオに沿って医療施設が整備され、継続して質の高い医療が提供される環境の整備を図る等、各都道府県において実効性のある医療計画が策定できるよう、医療法他諸法令の規定の見直し等を行う。【平成17年中結論、平成18年の医療制度改革で措置】（医療ク b）

医療資源の地域間格差の是正や、へき地問題の解決は、必要不可欠であるとしても、不採算等の理由により、医療機関の任意の協力により解決することは難しい。公的な医療機関の政策医療への機能特化や、民間医療機関に対する公的な支援等、実効性のある医療計画を策定するとともに、都道府県が早期に問題を解消できるような具体的施策を講ずる。【平成17年中結論、平成18年の医療制度改革で措置】(医療ク c)

医療計画の策定に際し、政策的な医療を行うよう都道府県知事が指定する公的医療機関及び民間医療機関のいずれについても、政策的な医療に要する施設整備等の費用に関する都道府県からの資金援助の在り方を見直していくことを通じて、政策医療が円滑に実施できるよう早急に措置する。【平成18年の医療制度改革で措置】(医療ク d)

## 5 医薬品の一般小売店における販売等

### (1) 医薬品の一般小売店での販売

薬剤師の関与がない特例販売業や配置販売業において、既に販売が認められている医薬品群は、人体に対する作用が比較的緩やかな医薬品として、リスク管理の必要性が相対的に低いものがあると考えられるにもかかわらず、現行は、約1万3千品目ある一般用医薬品について、一律に、薬局・薬店で薬剤師等の専門家の常時配置、対面による販売が求められている。

このため、一般用医薬品販売制度について、消費者の利便と安全の確保の観点から、医薬品のリスクの程度を評価し、医薬品それぞれのリスクに応じて、薬剤師等の専門家の配置の在り方や専門家の関与における情報通信技術の活用等を検討し、その結論を踏まえて、必要な措置を講ずる。【平成18年通常国会に法案提出】( 医療力 b)

### (2) 医薬部外品の定義の再確定

近年の一部医薬品の医薬部外品への移行により、医薬品と医薬部外品との境界が不明確となっている等の問題もある。したがって、医薬部外品の定義について医薬品との対比において再検討し、その議論を踏まえて、必要な措置を講ずる。【平成18年通常国会に法案提出】( 医療力 )

### (3) 高度な知識・技術を有する薬剤師の活用

医師の処方せんに対する薬剤師の疑義照会は薬剤師法(昭和35年法律第146号)により法制化されているところである。しかし、薬学教育6年制の導入による薬剤師の質の向上を視野に入れ、医師と薬剤師が互いに切磋琢磨して、真に消費者にとって有益になるよう医薬品を提供するとともに、医薬分業を実効性のあるものとするため、医師の処方せんに対する薬剤師による疑義照会、医師の処方への薬剤師による助言・推奨が行われるよう積極的な措置を講ずる。【平成17年度検討、平成18年度中に措置】( 医療力 )

## 6 施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化

### 1 介護保険3施設のホテルコスト等の利用者による負担等【平成17年中に措置】

措置制度時代の残滓とも言える「施設と在宅」という二元的なサービス体系を改め、介護保険3施設のホテルコスト等は基本的に利用者負担とすることで、これらの施設をいわば「介護ケア付き賃貸住宅」とみなし、介護保険の対象をケアサービスに限定する。

そうすることにより、介護される場所に関わりなく、同等のケアサービスには同等の保険給付が行われ、利用者負担の均衡化が図られ、真に居住サービスを必要とする利用者の入所が可能となる。なお、利用者が支払ったホテルコスト等に見合う居住環境、食事内容が確保される必要があり、このうち居住環境に関しては、将来的には個室利用を原則とする。

また、従来、社会福祉法人への施設整備費補助を通じて、地域の介護施設の新設が抑制されていた状況と比べて、ホテルコスト等を利用者負担とすることにより、多様な施設ケア（介護ケア付き住宅）間の競争条件の同一化が図られることになる。それにより民間企業等の新規参入が促され、競争を通じて質量両面で介護サービスの充実が期待できる。

なお、ホテルコスト等を利用者負担にすることに伴い、通所介護での食事の提供コストも利用者負担とする。

施設か在宅かという二元的なサービス体系を改めることは、ケアサービスと居住サービスを組合せた多様なサービスの提供につながることを期待される。それによって、利用者が家族形態や心身の状況変化に応じて住居を住み替えたとしても、また、自宅以外の場所においても、要介護度に応じた真に必要なケアサービスを継続して利用しながら生活を送ることが可能になる。（福祉ア）

### 2 社会福祉法人と民間企業等との間の競争条件の同一化【平成17年中に措置】

ホテルコスト等を利用者負担とすることにより、特養の主たる運営主体である社会福祉法人とそれ以外の経営主体との間の競争条件は現状に比べ対等なものに近づくと考えられるが、従来どおり社会福祉法人に対してのみ国・地方公共団体による施設整備費補助（費用の4分の3）が行われるのでは、上記のような措置を講じてもおお完全に対等とは言えない。そこで、ホテルコスト等を利用者負担とすることを前提に、それを減価償却費に充当することで、現行の施設整備費補助についても見直しを行い、NPOや株式会社等の民間事業者によるものを含む多様な介護施設間の対等な競争を通じた選択肢の拡大とサービスの充実を図る。施設整備費補助は、地域再生要望を踏まえ、平成17年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」に移行予定であるが、その交付を受ける地方公共団体が、競争条件の同一化という観点に立って活用できるようにする。その

際、老人保健施設及び療養病床の施設建設費用償還分（減価償却費相当分）の介護保険給付についても、同様の観点から見直す。（福祉ア）

3 サービス内容等に係る情報の開示【平成17年の通常国会に法案提出、18年度から逐次実施】

介護サービスの利用者による適正な選択に資するため、保険給付の対象となるケアサービス、保険給付の対象とならないケアサービスならびに居住サービスの内容、料金等について、サービス提供主体による情報開示を徹底する。その際、公正中立的な第三者がサービス提供主体の開示する情報の内容の確認等を行う。なお、当該第三者が行う「確認」は、「評価」ではなく、利用者等が行う評価に資するための事実関係の確認に留める。

また、民間有料老人ホーム等の特定施設についても、以下の措置を講ずる。（福祉ア）

- (1) 居室の利用、保険給付対象のケアサービス、食事の提供その他日常生活上必要なサービス等の費用を明確に区分する。
- (2) 中途解約で利用者が著しく不利となることがないように、利用者に対する契約内容の明示（例えば要介護状態となった場合の個室での利用条件、入居一時金の返還金に関する規定等）を徹底する。

## 7 幼稚園・保育所の一元化

平成 18 年度から本格実施される「総合施設」の施設設備等については、以下のとおりとする。また、構造改革特区において実施されている幼保連携・一体化分野の施設はもちろん、既存の幼稚園・保育所や新設される幼稚園・保育所についても、当該地域のニーズに応じ、スムーズに「総合施設」となれるような仕組みを構築する。【平成 18 年度の本格実施までに措置】（ 福祉イ ）

### 対象者と利用形態

「総合施設」については、0 歳～就学前の全ての子供とその保護者を対象とすることを基本に、地域の実情やニーズに柔軟に対応できるようにする。また、利用者が直接希望する施設に申し込み、当該施設が審査・決定する「直接契約」を導入するとともに、一定の所得水準の者に対して配慮を行った上で、利用料は応益負担を基本とする。なお、利用者が施設を選択するために必要な第三者評価や情報公開等の仕組みとともに、特に必要とされる場合には、保育ニーズの高い利用者を優先的に入所させる仕組みを検討する。（ 福祉イ a ）

### 開所時間

現行の保育所程度の開所時間を目安とする。ただし地域の実情に合わせて開所時間を柔軟に設定することも可能とする。（ 福祉イ b ）

### 施設設備

#### ア 調理室

幼稚園から総合施設に移行する場合等においては、調理室での調理を必須とすると、改修費が大きな負担増となる。現在でも、分園については調理室を近隣の本体施設と兼用することができ、また社会福祉施設・学校の調理室との兼用を一部認めている実態からすれば、必ずしも子供全員分の調理を施設内の自前の設備で行う必要はない。例えば、最もきめ細やかな対応が必要な 0 歳～2 歳までの乳幼児の離乳食等を加工するための、家庭用台所程度の設備があり、滅菌等の衛生対応が可能であれば、外部の配食サービスを活用できることとする等、施設において食事を提供する場合について、各施設が受け入れている子供の年齢構成や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるような弾力的な仕組みを検討する。（ 福祉イ c ）

## イ 園庭、職員室

既存の保育園を「総合施設」に移行する場合等においては、幼稚園基準では、園庭は同一敷地内又は隣接に設置することが原則で、職員室は必置とされているため、幼稚園の基準を満たさない場合も想定される。こうした場合には、新たに園庭を確保することは設置者にとっての費用負担が膨大となり、新規の供給が損なわれることから、園庭としての機能を果たす上で支障がない場合には、付近の公園を屋外遊技場として確保すれば足りるとする等、柔軟な対応を可能とする。また、他の用途に利用しているスペースを、職員室としての機能を果たす上で支障がない場合には、職員室として使用することも可能とする。（福祉イ d）

## 職員配置

0歳～2歳までの乳幼児の保育を長時間行うためには、保育所の基準（1人の子供に対する職員の比率については、0歳は3：1、1歳～2歳は6：1）が基本となるが、保育サービスの質が維持できることを前提に、地域の実情に応じた効率的で柔軟な対応が可能となるよう検討する。（福祉イ e）

## 職員資格

「総合施設」において提供される教育・保育内容等を踏まえつつ、幼稚園教諭免許、及び保育士資格のいずれか一つの資格のみを有する者が、採用や業務の従事の際に排除されないこととする。（福祉イ f）

## 設置主体

既存の保育所を「総合施設」に移行する場合等において、設置主体が学校法人に限定されると、株式会社立の保育園は移行できないこととなり、資源の有効活用が図れないことから、NPOや株式会社等の参入も認める。（福祉イ g）

## 地方公共団体における設置等の認可・監督等の体制

「総合施設」の推進に際しては、地方公共団体の実情に応じて監督する行政の一元化が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られるようにする。（福祉イ h）

## 8 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化

教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後十分な研究・検討を行う。【平成 17 年度研究・検討開始】( 教育ア )

## 9 学校に関する「公設民営方式」の解禁

### 1 「公私協力学校法人」方式による教育サービスの多様化【平成 17 年中に措置】

文部科学省の提案による公私協力学校法人による公設民営学校については、a 設立に当たって資産要件に関する都道府県知事の審査を行わず、特区地方公共団体の長の審査をもってこれに代える等の特例が設けられる点、b 同地方公共団体が、学校の設置に必要な校地・校舎等の基本財産を無償又は廉価で貸与又は譲渡するとともに、毎年度、学校運営に必要な経費を助成する点において、教育サービスへのNPO法人等の参入を容易にする効果がある。一方、民間のイニシアチブや創意工夫の発揮が阻害されるおそれや、公費の支出を受ける法人としての適切な運営が確保される上で留意すべき点も存在することから、特区において導入する場合にも、以下の点に留意する。( 教育ア a )

公設民営方式の地方公共団体にとっての意義は、多様な教育ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用することと、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすることにある。このため、「公私協力学校法人」にあっても、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生徒・保護者の満足度が十分に高いものであるとともに、運営等に当たって公私協力学校法人に対して支出される公的資金はできるだけ効率的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるように使われることが望ましいこと。

「公私協力学校法人」に参加する民間主体の選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、公正な審査により行われることが必要であり、教育サービスに関する品質と地方公共団体の財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、地方公共団体やその住民にとって最も有利となるような主体が選ばれる必要があること。

「公私協力学校法人」方式による公設民営学校は、あくまでも私立学校の一類型として設立されるものであり、「民間のノウハウの活用」を導入の目的としている以上、その運営にあたり地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切に反映されると同時に、NPO法人等の自由な創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される制度とすること。

「公私協力学校法人」の適切な運営を確保する観点から、財務、経理、カリキュラム、入学選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営全般に関する情報の公開を徹底するとともに、保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大限重視する制度とす

ること。

「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の適切な使用を確保する観点から、地方公共団体の政策意図の実現が十分になされない場合や、生徒や保護者の評価を得られない運営がなされる場合には、地方公共団体から設立時に出資、譲渡その他提供をした財産等については、地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者のモラルハザードが生じないように配慮される必要があること。

さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採ることによって協力を解消できるようにすること。

なお、契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については、行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。（ 教育ア b ）

## 10 ハローワークの民間開放促進

### 1 ハローワーク関連事業の民間開放の一層の推進【平成 17 年度中に措置】

雇用のミスマッチの更なる縮小を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）関連事業（職業紹介事業及び職業訓練事業等）については、有料職業紹介や職業訓練等で優れた知見・ノウハウを有する民間事業者等の力を積極的に活用することとし、民間企業から就職支援アドバイザーの労働者派遣を受け入れる等、さらに民間開放を進める。（雇用力 c）

### 2 「市場化テスト」の実施

経済財政諮問会議において、ハローワーク関連事業について「市場化テスト」（官民競争入札制度）のモデル事業（平成 17 年度における試行的導入）の対象とすべき旨議論されており、小泉総理からは、市場化テストについて「まずは 17 年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい」との指示が出されていることを踏まえ、民間事業者等からの市場化テストに関する提案を踏まえ、下記を取組を、市場化テストのモデル事業として適切に実施する。【平成 16 年中に対象事業を決定、平成 17 年度中に実施】

#### （1）キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に15箇所設置されており、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施している。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国15箇所の「キャリア交流プラザ」のうち5箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業等と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業等との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。したがって、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に

対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人者が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。( 市場イ a )

( 2 ) 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

上記( 1 )に加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設( 1箇所)の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。なお、上記アと同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。( 市場イ b )

( 3 ) 求人開拓事業の民間開放

各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。( 市場イ c )

( 4 ) アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放

「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業(職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、具体的な職業訓練の内容(講座の設定や運営、施設の有効活用等)については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。( 市場イ d )

## 11 社会保険の民間開放促進

社会保険庁は、国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険及び船員保険の適用（加入、保険料減免等）徴収、年金相談、給付、情報管理等を行う等、社会保険運営の根幹に関わる重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、保険料徴収、事務・事業における効率化等にインセンティブが働かず、長期にわたりその質的向上の努力を怠ってきた。その結果、国民年金保険料の納付率が63.4%（平成15年度）と未納率が上昇し、また社会保険庁職員1名当たりの被保険者数等の格差が最大3.4倍となる等非効率な運営実態や、窓口サービスの低下、安易な保険料使用、不祥事等、数々の問題が起こっている。

一方、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中で、財政状況も更に厳しくなることが予想されていることを背景に、国民の社会保険制度に対する不信は増大している。加えて、その実務を担う社会保険庁に対する不信も増大している。

このような中で、国民年金を中心に徴収率を短期間に向上させ、国民の社会保険に対する不公平感を払拭するとともに、コスト効率よく適正なサービスの提供を行うことが急務である。

それには、上記のような多大な課題を抱える社会保険事業を適正かつ透明で効率的な運営へスピード感をもって変革する必要がある、社会保険庁の在り方やその事務・事業について抜本的な見直しが不可欠である。

したがって、以下について早急に実施する。

民間開放の一手段としての市場化テストの実施【平成16年中に対象事業を決定、平成17年度中に実施】

社会保険庁の事務・事業について民間開放を推進する手段として、「市場化テスト（官民競争入札制度）」を活用する。規制改革・民間開放推進会議が行った市場化テストの民間提案募集において、社会保険関係の提案が社会保険事務所の公設民営等、23事業者、27提案寄せられた。

平成17年度実施する市場化テストのモデル事業については、以下の事業において、各5箇所の社会保険事務所、2箇所の年金電話相談センターにおいて実施する。また、今回対象とならなかった事業を含め、業務全般を視野に入れつつ、市場化テストの対象事業とすることにつき検討していく。

なお、必要に応じて構造改革特区制度を活用するものとする。

( 1 ) 国民年金保険料の収納事業

国民年金保険料の納付率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業（納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施）を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。( 市場イ a )

( 2 ) 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員 5 人以上の個人事業所について加入義務を課している。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。

したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。( 市場イ b )

( 3 ) 年金電話相談センター事業

現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施（平成 16 年 7 月 1 日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員含めて約 2,100 名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約 300 名）しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。( 市場イ c )

## 12 人材の国際間移動の円滑化

21世紀を迎え、経済のグローバル化の進展により、モノ・カネ・サービス・情報の国際間の移動が積極的に行われるとともに、これらに付随して、「ヒトの移動」も活発化している。このような中で、経営・研究・技術等の分野における高度な専門的知識及び技術を有する外国人の獲得競争が世界的規模で激化している。我が国が高度な専門的知識及び技術を有する外国人の受入れを促進することは、我が国経済の活性化や持続的成長のために必要な戦略であるとともに、外国人からのサービスを受ける我が国国民にとっても有益である。

我が国では、「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進していく」という方針の下、IT技術者等における在留資格要件の緩和を図っているところである。しかしながら、現状は、専門的・技術的分野であるにもかかわらず事実上外国人の受入れていない分野が多く存在することや、安定的地位を付与する永住許可に関する制度が不十分である、と言わざるを得ない。規制改革・民間開放推進会議の前身である総合規制改革会議の第3次答申(平成15年12月22日)において指摘された事項についても、これら外国人を受入れる環境が整備されたとは言い難い。

したがって、以下の施策を早急に措置するとともに、その他の分野等における専門的知識及び技術を有する外国人を獲得するための施策もあわせて推進していく。

### (1) 外国人医師・看護師の円滑な受入れ等

我が国における外国人医療従事者の受入れの現状は、医療における国際技術協力や、FTA交渉で相手国が要請しているため等の理由により一部解禁しているのみで、限定的な受入れにとどまっている。しかしながら、今後は、より一層医療技術を進歩させ、我が国国民が質の良い医療を受けることを可能にすることや、市場規模も大きく、雇用の受け皿としても期待される医療産業の更なる発展を図るため等の観点からも、積極的にこれら外国人を受入れていく必要がある。そのためには、入国管理の規制等を見直し、外国人医師・看護師の円滑な受入れを実現していく。

したがって、以下の施策を早急に講ずる。

#### 我が国の国家資格を有する外国人医師・看護師の就労制限の撤廃

我が国は、「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進していく」との方針が採られているものの、医療分野については不十分である。

現在、我が国の医師・看護師の国家資格を有する外国人医師・看護師については、医師は、研修目的で6年までの在留若しくはへき地による勤務に制限され、看護師も研修目的で4年までの在留に制限している。

したがって、我が国の医師国家資格を有する外国人医師について、研修として業務に従事する形態ではなく、他の就労資格と同等の位置付けとして、当該分野の国内労働市場及び医療提供体制の合理化への影響を勘案し、外国人医師移入の急増に対し受入れ枠の設定等適宜必要な措置を講ずることも考慮しつつ、我が国医師と同様の役割を担わせるべく、就労制限を撤廃する。【平成 17 年度中に措置】( 医療キ a )

また、我が国の看護師国家資格を有する外国人看護師についても、当該分野の国内労働市場への影響等を勘案し、外国人看護師移入の急増に対し受入れ枠の設定等適宜必要な措置を講ずることも考慮しつつ、我が国看護師と同様の役割を担わせるべく、就労制限を撤廃若しくは在留可能な期間を延長する等の措置を講ずることについて早急に結論を得る。【平成 17 年度中に結論】( 医療キ b )

#### 外国人医師の受入れに関する要件緩和【平成 16 年度中に措置】

平成 15 年の構造改革特別区域推進本部決定及び対日投資会議決定、規制改革・民間開放推進 3 か年計画を受けて、相手国において我が国医師の受入れがない場合においても、当該国の外国人医師を受入れる旨の通達を発出した。しかしながら、当該外国人の受入れに当たっては、都道府県医師会等の意見を予め聴取しなければならない等の要件が課していることもあり、参入が進んでいない。

医師会等診療及び調剤に関する学識経験者の団体からの意見を聴取せずとも都道府県知事からの要請に基づき当該外国人医師を受入れられるようにする等、要件を緩和する。( 医療キ b )

#### ( 2 ) 安定的な地位を付与するための永住許可制度等の見直し

我が国が国際間の人材獲得競争に打ち勝つためには、高度な専門的知識及び技術を有する外国人が腰を落ち着けて事業に専念できる環境を整備していく必要がある。総合規制改革会議第 3 次答申(平成 15 年 12 月 22 日)において、ア 永住許可・不許可事例の早期公開、イ 永住許可要件のガイドライン化等を指摘されたところであるが、現状では、これら外国人が長期安定的に事業等を行うために必要な環境が整備したとは言いがたく、恣意性、裁量性を排除し、「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者」の基準を明確化する必要がある。

したがって、以下の施策を早急に講ずる。

#### 永住許可・不許可事例の公開の充実【逐次実施】

総合規制改革会議答申等を受けて、法務省は、5 年以上の在留実績により我が国への貢献が認められ永住を許可した事例の紹介を不許可事例もあわせてホームペー

ジ上で公開し、随時更新することとしているが、許可事例、不許可事例共に公開している事例が少数である。

したがって、永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実させていく。( 法務工 )

#### 永住許可要件のガイドライン化【平成 16 年度中に措置】

永住許可、不許可事例の紹介のみでは、永住を希望する外国人の当該許可に関する透明性を確保したとは言い難い。総合規制改革会議第 3 次答申(平成 15 年 12 月 22 日)において、今年度中に永住許可要件に関するガイドラインを策定し、公表すべきであることを指摘されたが、本ガイドライン策定及び公表に当たっては、以下の点を踏まえ、可能な限り裁量性を排除する。

ア 永住許可要件としての「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者」に関するガイドライン案について、各分野における専門家、有識者、外国人等からの意見を広く聴取しつつ策定する。

イ 我が国が積極的に専門的知識及び技術を有する外国人を受入れていくことを示すため、ホームページ等で公表し、あわせて英語等外国語訳も作成する。( 法務工 b )

### 13 自動車検査制度等の抜本的見直し【平成 17 年度中措置】

平成 16 年 3 月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に基づき、今後の望ましい自動車の検査・点検整備制度の在り方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回 2 年を 3 年に延長が可能、また、二輪車の定期点検については 6 月点検を廃止することが可能であるとの結論を得た。よって、この結論に従い、速やかに所要の措置を講ずる。(運輸ア)

## 14 規制の見直し基準の策定等

### 1 規制の見直し基準の策定【平成 17 年度中に措置、以降逐次実施】

規制改革・民間開放推進会議は、関係府省や地方公共団体の協力を得ながら、以下の基本的な考え方にしたがって、規制の見直し基準（以下「見直し基準」という。）を策定し、これに基づき積極的に見直しを推進する。（基本ア）

#### （1）見直し基準の性格

参入・退出、業務内容、競争条件の観点から規制の見直し基準を策定することとし、見直し基準は、個別分野ごとのものではなく分野横断的なものとする。また、見直し基準は、最低基準としてではなく、標準の基準とし、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いる。

#### （2）見直し基準の策定の視点

見直し基準の策定は、次の視点に立つて行う。

- ・ 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換されているかどうか。
- ・ 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止され、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとされているかどうか。
- ・ 国際的な整合性の確保を図られているかどうか。
- ・ 手続きが簡素化され、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化が進められているかどうか。
- ・ 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任が明確化されているかどうか。
- ・ 公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託に関する規制の在り方が積極的に見直されているか。

上記のほか、「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）に示された視点に立つ。

#### （3）見直し基準の策定の手順

我が国の構造改革にとって規制改革の実施は急務であることから、見直し基準の策定は、その完遂を待つことなく、可能な一部の基準から優先的に順次策定することとし、必要に応じその速やかな政府決定を経た上で、早急に実際の見直し作業を開始す

る。

#### (4) 具体的な措置

上記にかんがみれば、優先的に策定されるべき見直し基準としては、ア 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し基準(廃止、法令化等の基準)、イ 制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制の見直し基準(廃止等の基準)が考えられる。

これらの規制については、その見直しの必要性が高いと考えられるので、規制改革・民間開放推進会議及び前身の総合規制改革会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項(集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。)の中から具体的事例を選定し、見直し基準を策定するとともに、規制の見直しを推進する。さらに、その他の見直し基準についても、逐次検討を進める。

#### 2 規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進【平成16年度以降逐次実施】

見直し基準の策定及び策定された見直し基準に基づく規制の見直しに当たっては、現在関係府省において試行的に実施している規制影響分析(RIA:Regulatory Impact Analysis)の手法を活用することが重要と考えられる。

規制改革・民間開放推進会議においては、総務省と連携してこれを推進しており、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」を策定し、各府省の取組の促進を図っているところである。また、物価安定政策会議においては、公共料金分野におけるRIAガイドラインの策定に取り組んでいるところである。

各府省は、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ、RIAの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組む。(基本ア a)

また、総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。(基本ア b)